

## 65歳以上の皆さんへ インフルエンザの予防接種を受けましょう

☎市 健康づくり課 ☎53-5125 FAX 53-5128

市では高齢者を対象にインフルエンザの予防接種を実施します。インフルエンザは、高齢者がかかると肺炎等の合併症を引き起こし、重症化しやすい病気ですので、ぜひ、この機会に接種をしましょう。

### 実施期間

10月1日(土)～12月31日(土)

※実施期間が各医療機関によって異なる場合があります。事前に各医療機関へお問い合わせください。

### 場 所

指定医療機関(市内は右表のとおり)

※長浜市内等の医療機関でも接種できます。  
詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧くださいか、健康づくり課までお問い合わせください。

### 対 象

- ・ 65歳以上の人
- ・ 60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能障がい  
で身体障害者手帳1級程度の人、またはヒト免疫不全で同程度の状態にある人

### 費 用

2,260円

### 申込方法

指定医療機関に直接予約をしてください。

**今年から新型コロナワクチンとの同日接種が可能になりました。**

### 市内の指定医療機関

医療機関名	住 所	問い合わせ
いそクリニック	磯1729-1	☎52-1100
伊藤内科医院	入江1673	☎52-3534
近江診療所	新庄77-1	☎54-2127
おおはらクリニック	市場411	☎55-1009
かがい医院	箕浦372	☎52-9333
かしはら診療所	柏原2100	☎57-0855
北村内科循環器科医院	下多良1-7	☎52-0172
工藤神経内科クリニック	下多良3-36	☎52-6760
坂田メディケアセンター	野一色1136	☎55-8211
J'sクリニックイースト	梅ヶ原1412	☎57-6321
柴田医院	入江500	☎52-3217
地域包括ケアセンターいぶき	春照58-1	☎58-1222
塚田医院	顔戸433-1	☎52-0041
米原診療所	三吉581	☎54-5311
三浦医院	市場359	☎55-1025
水野医院	長岡600	☎55-2133
吉田内科クリニック	宇賀野88-20	☎52-6855
山東診療所	志賀谷1907	☎55-8700
吉槻診療所	吉槻1356	☎59-0419

## 生活保護世帯、市民税非課税世帯の人は自己負担金を助成します

受付開始日 10月3日(月)

持ち物 身分証明書(運転免許証や保険証等)

**接種前に市役所窓口、各行政サービスセンターにて申請をしてください。**

### ●助成券の申請前に接種し、自己負担金を支払った場合

⇒償還払い申請により自己負担金を助成します。  
(償還払い申請に必要なもの：領収書、印鑑、通帳)

### ●代理人が申請する場合、同一世帯の代理人の場合

⇒代理人の身分証明書が必要です。それ以外の代理人の場合は、委任状と代理人の身分証明書が必要です。

## 肺炎球菌感染症の予防接種を受けましょう

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種が対象の人には、令和4年4月に個別の通知文を送付しています。まだお済みでない人は、今年度中に接種してください。

実施期間 令和5年3月31日(金)まで

対 象 ・ 令和4年度(令和5年3月31日時点)で以下の年齢になる人

65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳

- ・ 接種日において、60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能障がい  
で身体障害者手帳1級程度の人、またはヒト免疫不全で同程度の状態にある人



## 後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

問 市 市民保険課 ☎53-5114 FAX 53-5118

### 1 10月1日からの保険証(クリーム色)を9月中に郵送しました

後期高齢者医療制度改正により、現在使用している保険証(うぐいす色(薄緑色))の**有効期限は9月30日まで**です。

新しい保険証の有効期限は、令和5年7月31日までです。

現在医療費の自己負担割合が1割負担の人のうち、一定以上の所得がある人は、10月1日から2割負担になります。

※住民税非課税世帯の人は、1割負担です。

自己負担割合の  
判定基準詳細▶



10月からの自己負担割合や、  
有効期限をご確認ください。

### 2 自己負担割合が“2割”になる人へは負担軽減(配慮措置)があります

10月1日からの3年間、自己負担割合が2割になる人の急激な自己負担額増加を抑えるため、外来医療の負担増加額の**上限が最大3,000円/月**になります。

※入院の医療費は対象外です。

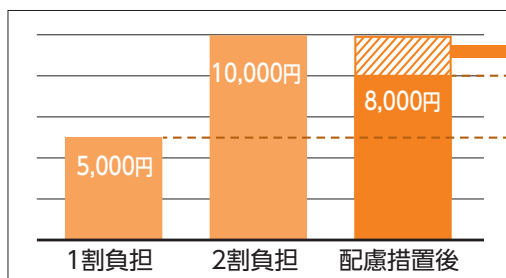
※上限を超えて支払った金額は、高額療養費として、登録されている金融機関口座に後日払い戻します。

高額療養費として受け取る金融機関口座の登録がまだの人には、9月下旬に**滋賀県後期高齢者医療広域連合から申請書が郵送**されています。



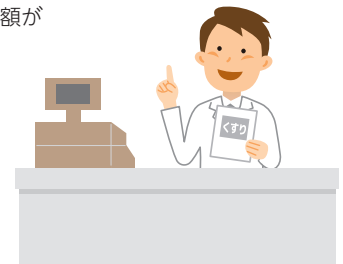
#### 配慮措置が適用される場合の計算方法

例:外来の医療費全体額が50,000円/月(1割負担5,000円)の場合



払い戻し額 2,000円  
※1割負担額+3,000円を超えた額が  
払い戻されます。

負担増加額 3,000円



## 不審な電話やメール、訪問にご注意ください

- 口座登録は**滋賀県後期高齢者医療広域連合からの郵送による登録のみ**です。
- 電話や訪問で暗証番号などを聞くことや、キャッシュカード、通帳を預かること、ATM操作をお願いすることは絶対にありません。
- 不審な電話やメールがあったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(☎#9110)または消費生活センター(☎188)等にお問い合わせください。



#### 制度見直しの背景等に関する質問等

厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719 9時~18時(日祝、年末年始を除く)

#### 医療費の自己負担割合の見直しや負担軽減(配慮措置)に関する質問

滋賀県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0570-043-110 9時~17時(土日祝除く)

※通話料金がかかります。

※12月28日までの開設です。